

日本学生支援機構「特に優れた業績による返還免除制度」に応募する方へ

文学学術院事務所

標記制度に応募する方は申込要項をよく読み、申請期間内（厳守）で申し込んでください。
併せて、下記についてもご注意願います。

- ① 対象となる業績は、申請書を提出する時には既に確定している「業績」が評価の対象となります。
例えば、論文などは「応募中であり掲載は未定」の状態や、学会での発表が決定していても実施前のものは対象外となります。
※ただし、論文の発行自体はまだされていないが掲載されることが決定している場合などは、執筆した論文（校正中でも可）の原稿、および掲載が決定している旨が書かれた証明文書を提出すれば「業績」としてカウントします。
- ② 申請書等には朱肉を使う印鑑で捺印してください。シャチハタ印等は使用不可です。
- ③ 指導教員から「指導教員等の推薦理由」を記載してもらう際に、先生が申請書に直接記入せず、他で作成した文章を張り付けることも可能ですが、その際は必ず先生の割り印を 4 箇所捺印してもらうようにしてください。この場合もシャチハタ印等は使用不可です。
- ④ 指導教員の推薦所見において、所見欄の余白が多いと所見の書き足しを要求される場合がありますので、所見欄いっぱいに入力してもらうよう依頼してください。
- ⑤ 「業績を証明する書類 表紙」は各自で必要枚数をコピーし、それぞれの業績ごとに添付するようにしてください。
- ⑥ 申請の際は「指導教員等の推薦理由」や「研究又は教育にかかる補助業績の推薦書」も含め、**必ず全ての書類をそろえて**、文学学術院事務所に提出してください。全ての書類が整っていない場合、申請を受理することは出来ません。余裕を持って、申請の準備を行う様にしてください。

以 上

